

スペイン
商標規則

2002年7月12日勅令第687号改正

2002年7月31日施行

目次

第I部 登録出願

第1条 登録出願の内容

第2条 標章の複製

第3条 商品及びサービスの一覧

第4条 出願手数料の納付領収書

第5条 出願

第6条 条約優先権の主張

第7条 博覧会優先権の主張

第II部 登録手続

第I章 方式審査

第8条 出願日を割り振るため必要な出願についての方式要件の審査

第9条 出願の方式要件の審査

第10条 出願人資格の審査

第11条 瑕疵についての一括通知及び修正のための期間

第12条 出願の送付

第II章 適法性の審査

第13条 適法性の審査

第14条 適法性及び方式審査の一括審査

第III章 先行性の調査及び出願の公告

第15条 先行性の調査

第16条 出願の公告

第IV章 第三者による異議及び意見

第17条 異議申立書の提出及び内容

第18条 証拠及び書類の提出

第19条 異議申立の不受理又は却下

第V章 実体審査及び決定

第20条 局の審査及び局の指令

第21条 局の指令に対する応答

第22条 ファイルに関する決定

第VI章 商標の登録

第23条 商標登録の公告

第24条 商標についての登録証の交付

- 第 III 部 商標の更新
 - 第 25 条 商標登録の満了の通知
 - 第 26 条 更新申請の提出及び内容
 - 第 27 条 権原の承継人により申請された更新
 - 第 28 条 更新手続
 - 第 29 条 不更新の結果としての消滅

- 第 IV 部 権原の譲渡，ライセンス及び権利に影響を及ぼすその他の変更
 - 第 30 条 譲渡を記録する申請内容
 - 第 31 条 一部譲渡
 - 第 32 条 ライセンスを記録する申請内容
 - 第 33 条 他の権利の登録
 - 第 34 条 登録手続
 - 第 35 条 ライセンス及び他の権利に係る記入事項の取消及び変更

- 第 V 部 標章の放棄
 - 第 36 条 標章の全部又は一部の放棄

- 第 VI 部 団体標章及び証明標章並びに商号
 - 第 37 条 適用規定
 - 第 38 条 団体標章及び証明標章の使用規約
 - 第 39 条 商号

- 第 VII 部 国際標章及び共同体商標
 - 第 40 条 国際標章出願の予備審査
 - 第 41 条 国際登録の変更申請
 - 第 42 条 共同体商標の変更請求

- 第 VIII 部 手続に関する一般規定
 - 第 I 章 出願又は登録についての変更及び誤記の訂正
 - 第 43 条 商標出願又は登録についての変更
 - 第 44 条 誤記の訂正
 - 第 45 条 利害関係人又はその代表者の名称又は宛先の変更
 - 第 II 章 出願の分割
 - 第 46 条 商標出願又は登録の分割
 - 第 III 章 権利の回復
 - 第 47 条 権利の回復申請
 - 第 48 条 出願の審査及び決定の発出
 - 第 IV 章 通知及び通信
 - 第 49 条 スペイン特許商標局からの通知及び通信
 - 第 50 条 利害関係人からの通信

第 51 条 標準様式

第 V 章 商標登録簿及び公開情報

第 52 条 商標登録簿の様式及び内容

第 53 条 公衆の利用可能性

第 54 条 ファイルの公衆による閲覧

第 55 条 ファイルの保管

第 VI 章 代表

第 56 条 代表

第 57 条 代表の認証

第 1 追加規定 手続の実施

第 2 追加規定 他のすべての方式の工業所有権についての権利の回復

第 3 追加規定 期間の計算

第 1 経過規定 企業体の名称に対する経過規則

第 2 経過規定 商号更新に対する二一ス分類の適用

第 3 経過規定 登録の統合

第 I 部 登録出願

第 1 条 登録出願の内容

(1) 商標登録出願は、次のものを含まなければならない。

(a) 商標登録の願書

(b) 出願人の名称、宛先及び国籍、並びにその者が自己の住居、本店、又は実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する国名。出願人が自己の住居を有する自治州以外の自治州において出願する場合は、当該出願をしようとする自治州の領域内において所有する実効的な工業上又は商業上の施設の表示。前記表示については、当該出願をしようとする自治州の領域内において自己の住居又は実効的支店を有する代表者が当該出願人の代理で出願する場合は、これを必要としないものとする。出願人が自然人である場合は自己の姓名を明記し、出願人が法人である場合は完全な法人の名称を明記しなければならない。異なる郵便宛先も通知目的で列挙することができる。更に、電話番号、ファックス番号、電子メール・アドレス、又はその他の通信手段も好ましい通知手段の表示と共に列挙することができる。2 以上の出願人が存在する場合は、そのうち 1 の宛先又は通信手段を通知目的で明記しなければならない。これが行われなかった場合は、通知は出願様式に記載された最初の出願人宛とする。

(c) 出願人の宛先がスペイン領域外に所在する場合は、当該出願人がスペインに居住する代表者を選任していない限り、通知目的でスペインにおける宛先の表示

(d) 第 2 条に従う商標の複製

(e) 第 3 条に従う商標登録を求める商品又はサービスの一覧

(f) 出願人が代表者を選任している場合は、(b)に従い当該代表者の名称及び宛先、並びに該当するときは、2001 年 12 月 7 日法律第 17/2001 号商標法第 11 条(4)に従い出願しようとする自治州の領域における実効的支店の表示。当該表示については、当該出願人が当該出願をしようとする自治州の領域内において自己の住居、本店又は実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する場合は、これを必要としないものとする。

(g) 出願人が法律第 17/2001 号商標法第 14 条に従い先の出願から優先権を主張することを希望する場合は、前記先の出願の出願国及び出願日並びに入手可能な場合はその出願番号を列挙したその旨の宣言書。また、当該優先権主張が願書に列挙されたすべての商品又はサービスに及ばない場合は、前記優先権主張に該当する商品又はサービス

(h) 出願人が法律第 17/2001 号商標法第 15 条に従い博覧会優先権を主張することを希望する場合は、当該博覧会の名称及び当該商品又はサービスの最初の展示日を列挙したその旨の宣言書。また、当該優先権主張が願書に列挙されたすべての商品又はサービスに及ばない場合は、前記優先権主張に該当する商品又はサービス

(i) 該当する場合は、当該出願が法律第 17/2001 号商標法第 62 条又は第 68 条に従い夫々団体標章又は証明標章の登録のためである旨の記載

(j) 当該出願が国際標章の変更に続く商標の登録のためである場合は、当該国際標章の番号及び日付並びにそれが法律第 17/2001 号商標法第 83 条に従いスペインにおいて付与されているか又は保護の付与が係属中かの表示と共に、その旨の記載

(k) 出願人又はその代表者の署名

(2) 団体標章又は証明標章の出願には、使用の準拠する関係規約を含まなければならない。

第2条 標章の複製

(1) 出願人が特定の図形表示、音響、形状、又は色彩を請求することを希望しない場合は、標章は出願様式上に通常活字体で大文字、数字及び句読点を使用しタイプ書き又はその他適切な手法で印刷し、複製しなければならない。この場合、出願人は出願様式上にその旨の宣言をしなければならず、当該標章はスペイン特許商標局により使用の標準文字間隔により公告され、かつ、登録されるものとする。同局により使用の標準文字間隔は工業所有権公報により公告されるものとする。

(2) (1)に該当しない他のすべての場合は、標章の複製は出願様式上の適切な部分に貼付又は印刷しなければならない。複製の寸法は、8センチメートル×12センチメートル以下とし、鮮明な複製を作成することを可能にするのに十分な対照及び鮮明度を有さなければならない。出願様式上のものと同じの標章の追加複製4通をDIN規格A4判の別紙にて提出しなければならない。標章の複製が明白でない場合は、当該標章の正確な位置については、各複製に語「top」を加えて、これを表示しなければならない。当該別紙にはまた、出願人の名称及び宛先も表示しなければならない。

(3) 前項が適用される場合は、願書は出願の商標が図形的、立体的、音響、若しくは実際上の複合、又は非標準的文字により表現される文字標章である旨の表示を含まなければならない。出願は任意選択で当該標章の説明書を含むことができる。

(4) 立体標章の登録を出願する場合は、当該標章の複製は6までの異なる透視図を有する標章の2次元図形又は写真の複製から構成されるものとする。ただし、それらは(2)に規定の寸法を超過しない単一複製を形成するように一まとめにされるものとする。複製が商標を十分詳細に描写していない場合は、出願人には6までの異なる透視図を提出すべき旨を命じることができる。

(5) 色彩付き商標の登録が出願される場合は、願書にはその旨を含み、当該標章の特徴の色彩を表示しなければならない。(2)に基づく複製は、当該標章の色彩付き複製でなければならない。

(6) 音響標章の登録が出願される場合は、当該標章の複製は必ず実際上図形的としなければならない、また楽譜による複製の形態をとることができる。

(7) 出願人が標章を構成する要素の何れかを法律第17/2001号商標法第21条(2)に基づき規定された保護から排除することを希望する場合は、その者はその旨の権利の部分放棄書を提出し、排他的使用の権利を請求しない要素を表示しなければならない。

(8) スペイン特許商標局局長は、標章を他の寸法又は体裁で複製することができる旨及び標章の複製の写しの数を4より少なくすることができる旨を指示することができる。

第3条 商品及びサービスの一覧

(1) 商品及びサービスの一覧は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定のスペインで有効な改訂及び修正版第1条に掲げた共通分類に適合しなければならない。

(2) 商品及びサービスの一覧は、それらをニース分類の1類に間違いなく分類することができるようにニース分類のアルファベット順列挙により用いられたものと同じの用語及び表現を使用して可能な範囲まで、出願において明瞭かつ正確に言葉を選ばなければならない。標章が使用されることになる商品又はサービスの内容は、如何なる場合でも標章登録の障害に

することができないものとする。商品又はサービスの挿入は、それらがニース分類に明示的に指定されていないことのみを事由として、拒絶してはならないものとする。

(3) 出願において商品及びサービスは、ニース分類における関係類に応じて類により分類しなければならない。各分類の前には商品又はサービスのその分類が属するニース分類の類番号をニース分類に従う順に付さなければならない。

(4) 商品及びサービスの分類は範囲が専ら管理事務的であるため、異なる商品及びサービスがニース分類の同一類中に記載されているとの事由により相互に類似するとみなすことができず、又はそれらが異なる類中に記載されているとの事由により相互に相違するとみなすこともできない。

第4条 出願手数料の納付領収書

(1) 出願手数料の納付を証明する領収書は、商標登録の出願と共に提出しなければならない。当該領収書は、その目的でスペイン特許商標局により提供される様式から構成され、当該手数料及び納付金額を出願人の名称、若しあれば代表者の名称、及び当該手数料の納付対象の類番号と共に列挙しなければならない。

(2) 手数料がコンピュータ的、電子的又は IT 的手法により納付された場合は、納付領収書は使用媒体の特徴に応じて交付された受領証とし、かつ、上記に規定された要件を充足するものとする。

第5条 出願

(1) 商標登録の出願は、法律第 17/2001 号商標法第 11 条に規定の場所において、かつ、同条に規定の通り行うものとする。

(2) 出願は、その目的でスペイン特許商標局により提供の標準様式を使用して提出しなければならない。ただし、出願は、1994 年 10 月 27 日の商標法条約に基づく規則において規定のひな形国際様式を使用して提出しても、受理を拒絶されることはないものとする。

(3) スペイン特許商標局の請求により、科学技術省は、商標登録の出願が磁氣的媒体を使用して又は電子的若しくは IT 的手法により実施することができ、又は該当する場合は実施しなければならない旨を指示することができる。

(4) 出願受領の所轄官庁は、出願を構成する書類に対応するファイル番号、提出の場所、日付、及び時刻を標記するものとする。スペイン特許商標局は、異なる所轄官庁による一般的使用のため商標出願に番号及び日付を付する標準的システムを考案しなければならない。

(5) 出願を受領したとき、所轄官庁は当該出願を証明する受領証を出願人に交付しなければならない。出願の写しが提出されたときは、それがその原本の真正な写しであることを確認するため点検しなければならない。当該受領証は、当該ファイル番号並びに当該出願の場所、日付及び時刻を標記して当該写しの返却様式をとるものとする。写しが提出されなかった場合は、所轄官庁は自己の費用負担で写しを作成し上記要件に従い出願人にそれを交付すること、又はファイル番号、複製、説明書、若しくは当該標章を特定する他の様式、提出された書類の種類及び数、並びに出願の場所、日付及び時刻を記載した受領証を交付することを選択することができる。出願人が同時に 10 を超える出願を写しなしに行った場合は、受領時に受領の書類、割り振られたファイル番号並びに出願の日付及び時刻を列挙した領収書を交付しておき、次の 2 就業日以内に受領証を交付することができる。

(6) 出願が(3)に規定の媒体又は手法を使用して行われた場合は、受領証は前記媒体又は手法に対応して交付され、かつ、前項に規定の要件を充足しなければならない。

(7) 自治州の所轄官庁は、出願の写しを出願のファイル番号並びに場所、日付及び時刻を標記してスペイン特許商標局に対し当該出願の受領から 5 日以内に送付しなければならない。スペイン特許商標局は出願の写し又はそれが含む情報項目を直ちに送信するためのコンピュータ的、電子的又は IT 的手法を設定することができる。

第 6 条 条約優先権の主張

(1) 商標出願が 1 又は 2 以上の先の出願から優先権を主張する場合において、出願人が以前に未だそのようにしていないときは、その者は当該出願番号及び本国官庁により適法に証明された各書類の写しを当該商標の出願日から 3 月以内に提出しなければならない。当該写しには、前記受理官庁による当該先の出願の出願日の証明、及び当該先の出願がスペイン語により行われなかったときはスペイン語への翻訳文を含むものとする。

(2) スペイン特許商標局は、当該優先権主張を裏付ける証拠が前項において必要とする項目より少ない項目からなることが可能であることを決定することができる。ただし、必要な情報が他の情報源から入手可能なことを条件とする。

第 7 条 博覧会優先権の主張

商標出願が博覧会優先権を主張する場合は、出願人は出願日から 3 月以内に、工業所有権保護を担当する博覧会当局により交付された証明書を提出しなければならない。当該証明書には、当該標章が事実当該博覧会において使用されたこと、当該標章の所有者の名称、使用に係る特定の商品又はサービス、当該博覧会の開会日及び当該博覧会における当該標章の最初の公的使用の日を記載しなければならない。当該証明書は、上記当局により適法に証明の上、商標を当該博覧会において実際に使用されたものとして特定する方法と共に提出しなければならない。

第 II 部 登録手続

第 I 章 方式審査

第 8 条 出願日を割り振るため必要な出願についての方式要件の審査

- (1) 所轄官庁は、出願が次のものを含むか否かについて審査する。
- (a) 商標登録のための明示的又は黙示的請求
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 標章の複製
 - (d) 出願により請求する商品又はサービスの一覧
- (2) 審査時に出願が前項に規定の要件の何れかを充足していないときは、所轄官庁は出願日を付与することができない旨を出願人に通知し、認められた不備を表示し、それらが修正されないときは当該出願が取り下げられたとみなす旨を指摘するものとする。出願人は、当該不備を修正するためスペインにおける宛先を有するときは 1 月、又はその者の宛先がスペインの領域外に所在するときは 2 月の期間を与えられるものとする。
- (3) 当該不備が前項による期間内に修正されたときは、出願日は所轄官庁による修正申立書受領の日とする。当該不備が適正な方式により規定の期間内に修正されないときは、当該出願は取り下げられたとみなされる。当該出願人は取下に関する決定を通知されるものとする。

第 9 条 出願の方式要件の審査

- (1) 前条に規定の審査の完了時に、所轄官庁は出願が第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 5 条(2)において並びに優先権主張の場合は第 6 条及び第 7 条において規定の要件を充足するか否かについて審査する。
- (2) 審査時に当該出願が前項に規定の要件の何れかを充足しないときは、所轄官庁は認められた瑕疵を出願人に通知し、修正のため 1 月の期間を許し、かつ、修正しない場合は当該出願は全部又は一部を取り下げられたとみなす旨を指摘するものとする。出願人は、当該通知に対する応答時に、出願を取下、限定、補正又は分割することができる。
- (3) 当該瑕疵が指定の期間内に修正されないときは、当該出願は、次の各項の規定を除き、取り下げられたとみなされる。
- (4) 認められた瑕疵が出願手数料の不納付又は不完全納付であり、かつ、規定の期間内に修正されないときは、出願は取り下げられたとみなされる。ただし、納付の金額が 1 又は 2 以上の類をカバーする場合は、この限りでない。その場合は、当該出願は出願手数料が納付されなかったか又は完全には納付されなかった類についてのみ取り下げられたとみなされる。出願人が別段の表示をしない限り、当該類については、出願に記載の順に当該手数料を納付したとみなされる。
- (5) 認められた瑕疵が優先権主張に関係するときは、当該瑕疵を修正しない懈怠の結果は、当該出願の優先権の喪失となるものとする。
- (6) 認められた瑕疵が請求された商品又はサービスの一部のみに関係し、かつ、当該瑕疵が未修正で存続するときは、当該出願は、前記商品又はサービスについてのみ取り下げられた又は優先権が喪失したとみなされる。出願人は、当該出願の全部又は一部を取り下げられた又は当該優先権が喪失したとみなす決定について、通知されるものとする。

第 10 条 出願人資格の審査

出願人が法律第 17/2001 号商標法第 3 条(1)及び第 3 条(2)に従うスペインにおける商標の所有者でない可能性があるときは、所轄官庁は出願人にその旨を通知し、当該出願人が当該出願を取り下げるか又は自己が適切とみなす反論を提出することができる 1 月の期間を許し、かつ、違反の場合は当該出願が取り下げられたとみなされる旨を指摘するものとする。当該出願人が当該瑕疵を修正しないときは、当該出願は取り下げられたとみなされる。当該出願人には当該出願が取り下げられたとみなす決定を通知しなければならない。

第 11 条 瑕疵についての一括通知及び修正のための期間

(1) 第 8 条(1)に定めた要件の違反並びに第 9 条(1)及び第 10 条に定めた要件の違反から生じた出願の瑕疵は、一括して単一の通知により出願人に通知することができる。

(2) 通知された瑕疵を修正するため、所轄官庁は出願人がスペインに宛先を有するときは 1 月、出願人の宛先がスペイン国外に所在し、かつ、通知された瑕疵の何れかが第 8 条(1)に規定の要件不遵守を含むときは 2 月の期間を当該出願人に許すものとする。

第 12 条 出願の送付

(1) 科学技術省により発せられたその旨の命令により授権された場合は、出願については、自治州の所轄官庁が電子的又はコンピュータ的手法を使用して法律第 17/2001 号商標法第 17 条に規定の方法及び通知の記録と共に、これを送付することができる。当該通信の一般条件及び技術的要件並びに仕様は、スペイン特許商標局局長の決定により設定されるものとする。

(2) 出願に瑕疵がないか又は瑕疵が修正された場合は、それらは直ちにスペイン特許商標局局長に送付されるものとする。

(3) 出願が一部取り下げられたとみなされた場合は、決定が最終的なものになった後に限り当該出願は送付されるものとする。ただし、瑕疵のない出願のその部分が局の指令に応答し又は審判請求により当該出願の分割として分割出願に分けられた場合は、この限りでなく、その場合は、当該出願は第 46 条(5)に従い分割出願として送付されるものとする。

(4) 取下に関する決定は、最終的なものときは、対応する自治州の所轄官庁によりスペイン特許商標局に送付されるものとする。ただし、当該決定が審判請求された場合は、この限りでなく、その場合は、当該決定は当該審判請求提起の報告書、当該審判請求における決定、並びに裁判所における上記決定に対する上訴及び発せられた判決と共に送付されるものとする。

第 II 章 適法性の審査

第 13 条 適法性の審査

(1) 商標出願の受領時に、スペイン特許商標局はそれが法律第 17/2001 号商標法第 5 条(1)(f)に定めた禁止事由に違反しているか否か及びそれが公告を妨げる瑕疵を有するか否かについて審査しなければならない。

(2) 審査により当該出願が当該禁止事由に違反しているとき又は請求された商品若しくはサービスの全部若しくは一部について(1)に掲げた瑕疵の何れかを有するときは、局の指令がフ

ファイルに関して発せられ、認められた瑕疵又は拒絶事由は出願人に通知され、当該出願人はそれを修正するか又はそれに応答する 1 月の期間を許されるものとする。局の指令が方式的瑕疵に対するものである場合は、出願人はそれが修正されずにおくときは当該出願が全部又は一部取り下げられたとみなされる旨を通知されるものとする。

(3) 局の指令に応答して、出願人は当該出願を取下、限定、補正、又は分割することができる。

(4) 出願人が提起された異論を修正することができないときは、スペイン特許商標局は当該出願を取り下げられたとみなし、又は当該出願を全部若しくは一部拒絶し、かつ、当該出願人はこれらの決定につき通知されるものとする。取消又は拒絶が商品 / サービスの一部についてのみの場合、何らかの異論の対象でない出願の部分は決定が最終的なものになるまで公告されないものとする。ただし、当該出願のその部分が局の指令に応答し又は審判請求により当該出願の分割として分割出願に分けられた場合は、この限りでなく、その場合は、それは分割出願として公告されるものとする。

第 14 条 適法性及び方式審査の一括審査

(1) スペイン特許商標局が出願を受領し、かつ、方式審査を行う所轄官庁である場合は、前章に規定の方式審査に付随して適法性に関する審査も行うことができ、何らかの方式的瑕疵及び認められた適法性に関する瑕疵の双方について出願人に単一の通信により通知することができる。

(2) 一括審査が実施される場合は、第 11 条(2)が適用されるものとする。

第 III 章 先行性の調査及び出願の公告

第 15 条 先行性の調査

(1) 商標出願が拒絶事由に違反せず、かつ、前条において検討の瑕疵を一切認めず、又は存在した可能性のある何らかの瑕疵が修正されている場合は、スペイン特許商標局は、商標登録簿上の先行の標識のコンピュータ検索を実施するものとする。なお、これは開示されれば商標法第 6 条及び第 7 条に従い提出された商標出願の登録に異議を申し立てる権利を有する可能性があるものである。

(2) 商標の出願公告の命令時には、同時にスペイン特許商標局は当該検索により明らかにされた先の標識の所有者に公告を報告しなければならない。この情報は第 49 条に従い当該所有者又は(いる場合は)それらの代表者に通知されるものとする。

第 16 条 出願の公告

(1) 第 13 条に定めた審査の無事の完了及び前条に規定の先行性の調査の終了時に、スペイン特許商標局は、工業所有権公報による商標出願の公告を命令するものとする。

(2) 出願の公告は、次のものを含まなければならない。

(a) 出願人の名称及び宛先。2 以上の出願人が存在する場合は、通知の受取人として指名された出願人の名称及び宛先の記載、又はそれを指名しないときは出願に列挙された最初の出願人に「及びその他」と追記した名称及び宛先の記載

(b) 該当する場合は、第 56 条(3)に該当する代表者以外の代表者の名称及び宛先

- (c) 出願番号，出願日，及び出願が第 12 条に従い送付された場合はスペイン特許商標局による出願の受領日
- (d) 当該標章について，該当する場合は当該標章の音響標章，立体標章，又は活字体の文字標章としての内容を示す表示と共に，その複製。当該標章の説明書又は第 2 条(7)に記述の権利の部分放棄書が提出されたときは，それらもまた公告に含めなければならない。当該商標が色彩付きで出願された場合は，当該公告は色彩付きで記載され，かつ，当該標章を構成する色彩を表示しなければならない。
- (e) ニース分類の類に従い分類された商品及びサービスの一覧。各分類の前には商品又はサービスの属する類番号を記載し，ニース分類の記載と同一の類順に表示しなければならない。
- (f) 条約優先権又は博覧会優先権が主張された場合は，条約優先権主張の基礎である出願国，出願番号及び出願日，又は当該博覧会の名称及び最初の展示日
- (g) 該当する場合は，当該出願が団体標章又は証明標章のためである旨の表示
- (3) 前項に規定の項目に加え，国際登録の変更(transformation)又は共同体商標の変更(conversion)から生じる商標出願についての公告もまた，次のものを含まなければならない。
 - (a) 当該出願が変更(transformation)又は変更(conversion)の結果生じた旨の表示
 - (b) 当該出願の基礎である国際登録の登録番号又は共同体商標出願の出願番号
 - (c) 当該国際登録の登録日又は共同体商標出願の出願日
 - (d) 当該出願が優先権主張することができるものである場合は，(2)(f)に規定の表示
 - (e) スペイン商標又はスペインにおいて効力を有する商標を基礎として先行順位が主張された場合は，先行順位主張の基礎である登録の登録番号，出願日，又は該当するときは優先日

第 IV 章 第三者による異議及び意見

第 17 条 異議申立書の提出及び内容

- (1) 出願が自己の権益に有害であるとみなす者は，前記商標出願の工業所有権公報による公告日から 2 月の期間内にスペイン特許商標局に登録に対する異議を申し立てることができる。
- (2) 異議申立書は 2 通を提出するものとし，次の明細を含まなければならない。
 - (a) 異議を申し立てる商標の出願番号，出願日及び出願人の名称
 - (b) 当該異議申立の対象である商標の出願において列挙された商品又はサービスの明確かつ明白な表示
 - (c) 第 1 条(1)(b)及び第 1 条(1)(c)に従う異議申立人の名称及び宛先
 - (d) 代表者が選任されている場合は，第 1 条(1)(f)に従い当該代表者の名称及び宛先
 - (e) 当該異議が法律第 17/2001 号商標法第 5 条(1)に規定の事由の何れかを基礎としている場合は，当該異議が基礎としている絶対的禁止事由を明記して，その旨の表示
 - (f) 当該異議が先の標章を基礎としている場合は，その標章の出願番号及び出願日又は優先日並びにその標章が係属中の出願であるか又は登録されたものであるか
 - (g) 当該異議が法律第 17/2001 号商標法第 6 条(2)(d)の趣旨における先の周知標章を基礎としている場合は，その旨の表示
 - (h) 当該異議が法律第 17/2001 号商標法第 8 条の趣旨における先の周知又は名声の標章を基礎としている場合は，その旨の表示
 - (i) 当該異議が法律第 17/2001 号商標法第 9 条及び第 10 条に規定の先の権利の何れかを基礎

としている場合は、その旨の表示

(j) 該当する場合は、スペイン特許商標局に登録されていない先の権利又は標章の表示及び説明

(k) 登録され若しくは出願された先の商標に係る商品若しくはサービス、又は法律第 17/2001 号商標法第 6 条(2)(d)の趣旨において周知であるか若しくは前記法律第 8 条に定めた周知若しくは名声の性質を有する先の商標に係る商品若しくはサービス。異議申立人は当該異議が基礎とする先の標章によりカバーされた商品又はサービスのみを含めなければならない。

(l) 当該異議の理由、事由又は根拠

(m) 異議申立人又はその代表者の署名

(n) 異議手数料の納付を証明する領収書

(3) この章の規定はまた、該当する場合は法律第 17/2001 号商標法第 19 条(3)に従う第三者の意見書の提出にも適用されるものとする。

第 18 条 証拠及び書類の提出

(1) 関係するとみなされる他の書類及び証拠は、異議申立書と共に提出することができる。

(2) 異議が共同体商標を基礎とする場合は、好ましくは、異議申立書は登録証又は出願証明書など前記共同体商標の登録又は出願の証拠と共に提出しなければならない。異議が法律第 17/2001 号商標法第 6 条(2)(d)に基づく未登録周知標章又は前記法律第 8 条に基づく登録済み周知若しくは名声の標章を基礎とする場合は、好ましくは、異議申立書は当該先の標章の周知又は名声の特徴を証明する証拠と共に提出しなければならない。異議が前記法律第 9 条及び第 10 条に基づく先の権利の何れかを基礎とする場合は、異議申立書は当該先の権利の所有権及び保護の範囲を証明する適切な証拠と共に提出しなければならない。

(3) 前各項に掲げた書証及び何らか他の書類又は証拠については、異議申立書と共に、又はその提出後、ただし何れの場合も当該異議が出願人に送付される日の前に、これを提出しなければならない。

第 19 条 異議申立の不受理又は却下

(1) スペイン特許商標局は、異議申立書が第 17 条(1)に規定の期間内に提出されなかった場合、異議手数料が納付されなかった場合、又は異議申立書が異議を申し立てようとする出願若しくは当該異議が基礎とする商標若しくは先の権利について明確に特定しない場合は、当該異議申立を受理しないものとする。

(2) 異議申立書が法律第 17/2001 号商標法又は本規則に規定の他のすべての要件を充足しない場合は、スペイン特許商標局は、認められた不備について 10 日以内の修正のため異議申立人に報告しなければならない。前記不備が規定の期間内に修正されないときは、当該異議は取り下げられたとみなされる。

第 V 章 実体審査及び決定

第 20 条 局の審査及び局の指令

(1) 異議申立期間の満了時には、スペイン特許商標局は、何らかの異議が申し立てられたか否かに拘らず、法律第 17/2001 号商標法第 20 条(1)に規定の実体審査を行うものとする。

(2) 実体審査が法律第 17/2001 号商標法第 20 条(1)に従い禁止事由に違反し又は瑕疵を有することを明らかにした場合、又は第三者による異議若しくは意見が申し立てられ、かつ、前条に従い不受理若しくは取り下げられたとみなされなかった場合は、スペイン特許商標局は、ファイルに関する局の指令を発し、かつ、当該局の指令に回答する反論が当該局の指令の通知の工業所有権公報による公告から 1 月の期間内に提出されるよう、提起された局の異論及び申し立てられた異議又は意見について、出願人に通知しなければならない。

第 21 条 局の指令に対する応答

(1) 局の指令に対する応答書は、商標出願、局の指令の通知の公告日、局の指令の事由、及び当該商標の登録弁護に関係するとみなされる反論又は証拠を特定する詳細事項を明記しなければならない。

(2) 局の指令に回答して出願人は法律第 17/2001 号商標法第 23 条及び第 24 条に従い出願を取下、限定、補正若しくは分割することができ、又は該当する場合は出願人は前記法律第 21 条(2)により権利の部分放棄書を提出することができる。

(3) 出願の変更又は分割の請求書は、第 43 条又は第 46 条に夫々規定の書類と共に提出しなければならない。

第 22 条 ファイルに関する決定

(1) 出願人が局の指令に対し応答書を提出したか否かに拘らず、規定の応答期間が満了したときは、スペイン特許商標局は、簡潔に拒絶事由及び拒絶の原因である先の権利を記載して商標登録の全部若しくは一部を付与又は拒絶する当該事項の決定を発するものとする。

(2) 局の指令に対する応答に従い、出願が局の指令の対象である商品又はサービスを影響を受けないものから分離して、出願が分割されたときは、当該分割を受理時にスペイン特許商標局は局の指令により影響を受けない分割出願に登録を付与し、かつ、前項に従い局の指令が適用される分割出願に関する決定を行うものとする。

(3) 請求されたすべての商品 / サービスについての登録拒絶の通知の公告は、工業所有権公報により公告されるものとし、次のものを含まなければならない。

(a) 出願番号

(b) 出願人の名称

(c) 登録拒絶の決定の日付

(d) 当該出願の公告日、並びに工業所有権公報の号番号及び出願公告を掲載したページ

(e) 登録を拒絶された当該商標の類番号

(f) 出願公告後の部分的取下、限定若しくは補正の場合は、放棄、限定若しくは補正された類の番号。最後に記載の 2 の場合は、限定若しくは補正された商品又はサービスを追記すること

(4) 登録が商品 / サービスの一部のみに付与された場合は、拒絶された登録に係る出願の当該部分に関する通知の公告は、次条(2)(f)に従い実施されるものとする。

第 VI 章 商標の登録

第 23 条 商標登録の公告

(1) 局の審査が出願が法律第 17/2001 号商標法第 20 条(1)に記載の禁止事由に違反しないこと及び瑕疵を含まないことを明らかにした場合、及び当該出願に対し異議が一切申し立てられず又は申し立てられた異議が全部若しくは一部につき、不受理とみなされ、取り下げられ、若しくは却下された場合、又は公式に引用された瑕疵が発せられた局の指令後に修正されたとみなされた場合は、スペイン特許商標局は、適切に当該標章の全部若しくは一部の登録を付与するものとし、通知を工業所有権公報により公告すべき旨を命令しなければならない。

(2) 商標登録の付与の通知について工業所有権公報による公告は、次のものを含まなければならない。

(a) 登録番号

(b) 登録の所有者の名称

(c) 登録日

(d) 当該出願の通知を公告した工業所有権公報の日付

(e) 登録が付与された類の番号、及び公告された出願により請求された商品/サービスの全部又は一部のみについて登録が付与されたか否かに関する表示。請求され、かつ、公告された類の何れかに列挙された商品又はサービスの一部のみについて登録が付与された場合は、最終的に登録された商標に係る商品又はサービスは当該各類番号に続けて表示しなければならない。

(f) 登録が一部のみについて付与された場合は、拒絶された商標登録に係る類番号

(g) 出願が公告後に出願人により部分的に取下、限定又は補正された場合は、放棄、限定又は補正された類の番号。最後の 2 の場合は、限定又は補正された商品又はサービスをそれに続けて追記のこと

(h) 出願公告後に出願が法律第 17/2001 号商標法第 23 条(2)に規定の通り補正され、又は前記法律第 21 条(2)に掲げた権利の部分放棄書が提出された場合は、補正された新規商標及び権利の部分放棄の内容

(i) 出願公告後に、主張された条約優先権若しくは博覧会優先権又は先行順位が拒絶されたか又はこれらの権利の詳細事項の何れかが補正された場合は、その旨の表示又は補正された詳細事項の記載

(3) 商標が国際登録の変更(transformation)又は共同体商標の変更(conversion)に続き登録に直接進行した場合は、第 16 条(2)及び第 16 条(3)に規定の項目に加え付与の通知の公告は、次のものを含まなければならない。

(a) 当該標章が変更(transformation)又は変更(conversion)に続いて付与に直接進行した旨の記載

(b) 登録付与の決定の日付

(c) 該当する場合は、変更された国際登録についてスペインにおける保護付与の日付又は変更された共同体商標について欧州共同体商標意匠庁により付与された登録の日付

第 24 条 商標についての登録証の交付

(1) 商標の登録公告の命令時には、スペイン特許商標局は、それについての登録証を交付す

るものとし、この証明書は次の項目を含まなければならない。

- (a) 当該商標の番号
 - (b) 所有者の名称
 - (c) 当該標章の複製
 - (d) 出願日、登録付与の日付及び該当する場合は付与された優先権の日付
 - (e) 該当する場合は、当該商標の説明及び権利を部分放棄した何らかの要素の表示
 - (f) 登録によりカバーされた商品又はサービスについて、それらが属するニース分類の類番号と共に、それらの一覧
- (2) 変更(transformation)又は変更(conversion)から生じる商標の場合は、前項に規定の項目に加え、登録証はまた原標章及びその番号、国内官庁に対する出願日及び該当する場合は主張された先行順位に関する情報も含まなければならない。

第 III 部 商標の更新

第 25 条 商標登録の満了の通知

商標登録の満了に先立つ 8 月以内に、スペイン特許商標局は情報目的に限り商標所有者に登録満了の到来することを通知することができる。当該通知をしない懈怠は、当該登録の満了に影響を及ぼさず、また更新実施のための法定期間の延長事由も構成しないものとする。

第 26 条 更新申請の提出及び内容

(1) 更新申請はスペイン特許商標局又は対応する自治州の所轄官庁に法律第 17/2001 号商標法第 32 条(3)に規定の期間内に提出しなければならない。当該申請はスペイン特許商標局により提供される標準様式を使用して提出しなければならない。ただし、当該申請は、1994 年 10 月 27 日の商標法条約に基づく規則に規定のひな形国際様式を使用して提出しても、受理を拒絶されることはないものとする。

(2) 商標登録の更新申請は、次のものを含まなければならない。

(a) 当該商標の更新請求

(b) 申請が商標所有者により提出される場合は、第 1 条(1)(b)に従い当該所有者の名称及び宛先

(c) 申請が当該商標所有者の権原の承継人により提出される場合は、第 1 条(1)(b)に従い当該権原継承人の名称及び宛先

(d) 代表者が選任されている場合は、第 1 条(1)(f)に従い当該代表者の名称及び宛先

(e) 更新対象の登録の登録番号

(f) 更新対象の登録に至った商標出願の出願日

(g) 更新が当該登録によりカバーされた商品又はサービスの全部について又は一部のみについて請求される旨の表示。後者の場合は、請求される更新に係る商品及びサービスを表示し、それらが属するニース分類に従い分類し、各分類の前に当該類番号を記載しなければならない。

(h) 当該更新の申請人又はその代表者の署名

(3) 更新請求書については、カバーされた類についての更新手数料、及び該当する場合は法律第 17/2001 号商標法第 32 条(2)及び第 32 条(3)に従い適用される割増手数料の納付を証明する領収書と共に、これを提出しなければならない。

第 27 条 権原の承継人により申請された更新

(1) 登録更新が所有者の権原の承継人により請求される場合は、この事情は申請書に表示し、かつ、当該承継人の地位については、所有権変更の登録の対応する請求に関する手続において示さなければならない。更新申請は、所有権の変更の登録請求の前、同時又は後に提出することができる。当該登録手続のファイル番号若しくは当該番号が未知の場合は当該登録請求の提出日、又は当該請求を間もなく提出する意図を更新申請書に表示しなければならない。

(2) 更新手続は所有権変更の登録請求についての処分が係属中は停止されるものとする。所有権変更の登録請求が遅くとも法律第 17/2001 号商標法第 32 条(3)に規定の期間の末日前に提出されないときは、当該更新申請は拒絶されるものとする。

第 28 条 更新手続

(1) 更新申請が法律第 17/2001 号商標法第 32 条(3)に規定の期間内に提出されたが、商標法又は本規則に定めた他の要件を充足しない場合は、スペイン特許商標局は局の指令を発し、かつ、認められた不備が局の指令の通知の工業所有権公報による公告から 1 月の期間内に修正されるよう当該不備を申請人に通知しなければならない。

(2) 申請に不備が存在せず、又は存在した不備が規定の期間内に修正されたときは、当該商標登録は更新を承認され、対応する更新証明書が交付されるものとする。更新承認の通知は工業所有権公報により公告されるものとする。

(3) 当該不備が規定の期間内に修正されないとときは、当該更新申請は拒絶されるものとする。ただし、不備が更新手数料又は該当する割増手数料の納付不十分であるが納付金額が請求された更新に係る 1 又は 2 以上の類をカバーするのに十分なときは、スペイン特許商標局は、該当する割増手数料の部分を含み当該手数料が完全に納付された類についてのみ登録更新を承認するものとする。申請人が別段の表示をしない限り、当該手数料はそれらが更新申請書に列挙されている順の類について納付されたものとみなされる。

(4) 法律第 17/2001 号商標法第 32 条(7)に規定の更新手数料の還付は、更新を拒絶する決定において許可されるが、当該還付は、当該決定が最終的なものになり、かつ、利害関係人の請求によるときに限り、行われるものとする。

第 29 条 不更新の結果としての消滅

(1) 商標登録の更新請求が一切行われぬか又は当該請求が法律第 17/2001 号商標法第 32 条(3)に規定の期間満了後に行われた場合は、スペイン特許商標局は当該商標が消滅したものと宣言するものとする。

(2) 商標はまた、更新が拒絶され、かつ、前項に掲げた期間が適法な様式による新規更新申請が利害関係人により提出されることなく満了した場合にも、消滅したものと宣言されるものとする。

(3) スペイン特許商標局は、消滅宣言の通知を工業所有権公報により公告し、かつ、当該商標登録を取り消すものとする。

第 IV 部 権原の譲渡，ライセンス及び権利に影響を及ぼすその他の変更

第 30 条 譲渡を記録する申請内容

(1) 商標又は商標出願の譲渡の登録は，スペイン特許商標局により交付される標準様式を使用して請求しなければならない。ただし，当該請求は，1994 年 10 月 27 日の商標法条約に基づく規則に規定のひな形国際様式を使用して提出しても，受理を拒絶されることはないものとする。

(2) 譲渡を記録する申請書には，次のものを含まなければならない。

(a) 申請人又は商標所有者(譲渡人)の名称及び宛先

(b) 第 1 条(1)(b)及び第 1 条(1)(c)に従う新規所有者(譲受人)の名称及び宛先

(c) 代表者が当該譲渡の登録について申請人の代理で行動している場合は，第 1 条(1)(f)に従い当該代表者の名称及び宛先

(d) 当該譲渡を立証する書類又は証書

(e) 譲渡された商標の登録番号又は出願番号

(f) 申請人又はその代表者の署名

(3) 譲渡を記録する申請書は，次の書類と共に提出しなければならない。

(a) 法律第 17/2001 号商標法第 49 条(2)及び第 49 条(3)に従う当該譲渡を立証する書類

(b) 該当する手数料の納付を証明する領収書

(4) 譲渡を記録する申請は，複数の商標登録及び商標出願に関係付けることができる。ただし，記録の現行所有者及び新規所有者が関係登録又は出願の各々について同一であることを条件とする。

(5) 当該譲渡を立証する書類が法律第 17/2001 号商標法第 49 条(2)(c)に規定のもの 1 である場合は，スペイン特許商標局により交付される標準様式については，代わりに(1)に掲げたひな形国際様式の使用の可能性を害することなく，これを使用するものとする。

第 31 条 一部譲渡

(1) 譲渡が出願又は登録された標章に係る商品及びサービスのすべてには関係しない場合は，譲渡を記録する申請にはその旨を表示し，かつ，譲渡される個別の商品及びサービスを指定しなければならない。ただし，一部譲渡が 1 類のすべての商品又はサービスに関係する場合は，対応する譲渡の単数又は複数の二ス分類の単数又は複数の番号を表示すれば十分とする。

(2) 一部譲渡を記録する申請は，第 46 条(2)に規定の書類と共に提出するものとし，前記条における他の各項も同様に適宜適用されるものとする。

(3) 一部譲渡を記録する申請は，第 30 条に含まれた規定を充足しなければならない。

第 32 条 ライセンスを記録する申請内容

(1) 商標又は商標出願のライセンスの登録は，スペイン特許商標局により交付される標準様式を使用して請求しなければならない。

(2) ライセンスを記録する申請書は，第 30 条(2)に規定の表示を含むものとし，前記条(3)に規定の書類と共に提出しなければならない。ただし，この場合は使用許諾者及び使用権者，使用許諾された登録又は出願，並びに当該ライセンスを立証する書類に関するものとする。

(3) ライセンスを立証する書類が法律第 17/2001 号商標法第 49 条(2)(c)に規定のもの 1 である場合は、スペイン特許商標局によりその目的で交付される標準様式を使用しなければならない。

(4) ライセンスを記録する申請書は、それが排他的か又は非排他的か、それが登録又は出願された商標に係る商品の全部又は一部に係るのか否かに応じて全部か又は一部か、それがスペインの領域の全部若しくは一部に発されるのか否かに応じて非限定的又は限定的か、それが当該商標の全存続期間について発せられるのか否か又は予定の期間について発せられるのか否かに応じて無期限か又は一時的かについて記載しなければならない。当該申請書はまた、使用権者が当該ライセンスを第三者に譲渡することができるか否か又はサブライセンスを発給することができるか否かについても記載しなければならない。

(5) 登録申請が前項に規定の 1 又は 2 以上の詳細事項を指定しない場合は、当該ライセンスは法律第 17/2001 号商標法第 48 条に定められた法的推定に従い登録されるものとする。

第 33 条 他の権利の登録

(1) 法律第 17/2001 号商標法第 46 条(2)に従い商標登録簿に登録可能な他の取引及び権利を記録する申請は、記録されるべき取引又は権利の内容に適法に適合された第 30 条及び第 31 条に規定の条件及び要件を充足しなければならない。ただし、抵当権は除くものとし、抵当権は特定の規定に準拠するものとする。購入選択権又は物上権設定を記録する申請は、更に法律第 17/2001 号商標法第 49 条(4)に従い公文書と共に提出しなければならない。

(2) 執行手続から生じる質権又は他の担保権の登録の場合、又は商標が破産又は類似の手続に巻き込まれた場合は、所轄官庁により行われる商標登録簿の登録申請には、手数料納付を不要とする。

第 34 条 登録手続

(1) 所有権の変更又は権利に影響を及ぼす何らか他の変更を記録する申請の受領時には、所轄官庁は、法律第 17/2001 号商標法第 50 条(2)に従い手続を遂行し、第 5 条(5)又は第 5 条(6)に従い提出を証明する受領証を申請人に交付するものとする。所轄官庁が受領証の交付を選択する場合は、当該受領証にはファイル番号、関係登録、記録されるべき取引の内容、提出された書類の数並びに提出の場所、日付及び時刻を記載しなければならない。

(2) 当該申請を受領する自治州の所轄官庁は第 5 条(7)に従い手続を遂行し、当該申請の詳細事項の受領時には、スペイン特許商標局は登録簿に関係記入を行うものとする。

(3) 対応する自治州の所轄官庁は、法律第 17/2001 号商標法第 50 条(3)に従い提出された書類を審査し、何らかの不備が認められたときはその官庁の指令を発し、申請人に通知するものとし、当該申請人は当該官庁の指令の通知の工業所有権公報による公告から当該不備を修正すべき 1 月の期間を許されるものとする。一部譲渡を記録する申請が提出された場合は、自治州の所轄官庁はまた、第 31 条(2)に規定の書類が当該申請と共にその適法性及び有効性に関し何ら斟酌することなく提出されたか否かについても審査しなければならない。

(4) 当該登録申請の受領時には、スペイン特許商標局は法律第 17/2001 号商標法第 50 条(5)に従いそれを審査し、何らかの瑕疵が認められたときは局の指令を発し、認められた瑕疵を申請人に通知するものとし、当該申請人は当該局の指令の通知の工業所有権公報による公告から反論を提出すべき 1 月の期間を許されるものとする。

(5) スペイン特許商標局が当該申請の所轄受理官庁である場合は、法律第 17/2001 号商標法第 50 条(3)及び第 50 条(5)に掲げた審査は一括して行うことができ、何らかの不備又は瑕疵が認められたときは、1 月の期間内に修正又は反論提出のため局の指令について単一の通知により当該申請人に報告することができる。

(6) スペイン特許商標局は、法律第 17/2001 号商標法第 3 条に基づいて商標を所有する資格を有さない自然人又は法人に対する譲渡を記録しないものとする。

第 35 条 ライセンス及び他の権利に係る記入事項の取消及び変更

(1) ライセンス又は第 33 条に規定の取引若しくは権利について記録する記入事項は、当事者の 1 の請求により取り消されるものとする。

(2) 取消申請書は、次の表示を含まなければならない。

(a) 申請人の身元事項

(b) 取り消されるべき権利の登録のファイル番号

(c) 取り消されるべき権利により影響を受ける商標の出願番号又は登録番号

(d) 取り消されるべき権利の表示

(e) 申請人又はその代表者の署名

(3) 取消申請書は、次の書類と共に提出しなければならない。

(a) 権利の失効したことを証明する公文書又は使用権者若しくは商標所有者による署名入りで記入事項の取消を認める宣言書

(b) 該当する手数料の納付を証明する領収書

(4) 当該取消申請は、法律第 17/2001 号商標法第 50 条及び本規則第 34 条に従い提出され、かつ、手続遂行されるものとする。

(5) 前 4 項はまた、(1)に掲げた取引及び権利についての記入事項のそれらの異なる内容に固有の適切な調整を行う変更の請求にも適用されるものとする。これらの取引又は権利についての記入事項の変更の申請は、前記変更を証明する公文書と共に又は使用権者若しくは権利所有者の署名入りで変更を認める陳述書により、提出しなければならない。

第 V 部 標章の放棄

第 36 条 標章の全部又は一部の放棄

(1) 法律第 17/2001 号商標法第 57 条に従い、商標を放棄する申請は、スペイン特許商標局又は対応する自治州の所轄官庁に提出するものとし、次のものを含まなければならない。

(a) 全部又は一部を放棄する請求

(b) 第 1 条(1)(b)に従い商標所有者の名称及び宛先

(c) 放棄請求対象の商標の登録番号

(d) 代表者が選任されている場合は、第 1 条(1)(f)に従い当該代表者の名称及び宛先

(e) 登録された当該標章に係る商品及びサービスの一部のみについて放棄が請求される場合は、ニース分類に従う類により各分類の前に当該類の番号を付して配列した当該放棄が有効な商品及びサービス。当該放棄が 1 類内のすべての商品又はサービスについてである場合は、類番号の表示で十分とする。

(f) 商標所有者又はその代表者の署名

(2) 法律第 17/2001 号商標法第 57 条に従い商標に対して記入された登録済み権利の所有者からの同意が当該放棄の受理に必要な場合は、申請書と共に前記権利の所有者又はその代表者の署名入りの当該放棄に同意する宣言書を提出すれば十分とする。

(3) スペイン特許商標局は、放棄申請が法律第 17/2001 号商標法及び本規則に定めた要件及び条件を充足するか否かについて審査しなければならない。不備が存在するときは、局の指令が発せられ、利害関係人は局の指令の通知の工業所有権公報による公告から 1 月の期間内にそれに応答するよう通知されるものとする。表示された瑕疵が指定の期間内に修正されなかったときは、請求された放棄の記入は拒絶されるものとする。

(4) 放棄が記入されている商品及びサービス並びに登録されたままである商標に係る商品及びサービスを指定して放棄が一部である場合は、スペイン特許商標局は当該放棄の記入を容する決定の通知を工業所有権公報により公告するものとする。放棄が商標の全体についてである場合は、当該商標登録は取り消されるものとする。

第 VI 部 団体標章及び証明標章並びに商号

第 37 条 適用規定

第 VI 部に定めた規定を害することなく、本規則の規定は、団体標章及び証明標章並びに商号に対し、それらがそれらの内容自体と矛盾しない範囲で、適用されるものとする。

第 38 条 団体標章及び証明標章の使用規約

(1) 団体標章の使用規約は、少なくとも次の詳細事項を含まなければならない。

- (a) 出願をする団体又は公法事業体の名称及び事務所の宛先
- (b) 当該団体又は公法事業体の目的
- (c) 当該団体又は公法事業体を代表することを委任された団体
- (d) 当該団体の会員加入条件
- (e) 当該標章の使用を許可された者
- (f) 該当する場合は、制裁を含み、当該標章の使用が準拠する条件

(g) 該当する場合は、法律第 17/2001 号商標法第 63 条(2)に掲げた許可

(2) 証明標章の使用規約は、少なくとも次の明細を含まなければならない。

- (a) 当該標章の出願人の名称及び事務所の宛先
- (b) 商標の所有者が証明すべき要件、構成要素、要素、条件、出所、又は他の特徴であって、商標が適用されるべき商品又はサービスにより充足されるもの
- (c) これらの特徴を試験するためとられる措置
- (d) 商標使用を点検し、かつ、監督するシステム
- (e) 当該標章の不適正使用から生じる債務及び罰則
- (f) 当該標章の使用に対して支払を要する手数料
- (g) 該当する場合は、法律第 17/2001 号商標法第 69 条(3)に掲げた許可

(3) 使用規約は、団体標章の場合は、出願の団体又は事業体に適法に制定され、かつ、登録された内規と共に提出しなければならない、証明標章の場合は、当該標章が使用されるべき商品又はサービスの内容に応じて所轄行政官庁により承認を勧告する報告書が交付されるものとする。行政官庁の無反応に従い当該報告が法律第 17/2001 号商標法第 69 条(2)に従い承認を勧告するとみなされる場合は、当該行為の証拠及び当該報告の交付を依頼された行政官庁の権限の証拠を提出しなければならない。

(4) 使用規約に対する改訂は、承認を受けるためスペイン特許商標局に提出しなければならない。証明標章の場合は、当該改訂については、当該標章が使用されるべき商品又はサービスの内容に応じて所轄行政官庁により交付された承認を勧告する対応の報告書と共に、これを提出しなければならない。スペイン特許商標局は、請求された改訂が法律第 17/2001 号商標法及び本規則により規定の条件及び要件を充足するか否かについて審査し、該当する場合は認められた不備又は瑕疵を申請人に通知し、応答して修正又は反論を提出のため 1 月の期間を許すものとする。

(5) 使用規約に対する改訂の記入を実施又は拒絶する決定の通知は、工業所有権公報により公告されるものとする。

第 39 条 商号

- (1) 商号の登録出願には、この種類の識別性のある標識が必要である旨を明示的に記載しなければならない。商号に関して提出の何らか他の請求も同一の陳述を含まなければならない。
- (2) 第 30 条(4)に定めた条件に従い、譲渡の記入については、商号又は商号出願、及び商標出願又は登録に対して一括してこれを請求することができる。

第 VII 部 国際標章及び共同体商標

第 40 条 国際標章出願の予備審査

(1) 国際登録の出願を受領する所轄官庁は、法律第 17/2001 号商標法第 82 条(1)に従い提出された書類を審査し、何らかの不備が認められたときは出願人に通知し、修正のため 10 日の期間を許すものとする。

(2) 対応する自治州の所轄官庁により送付された出願の受領時には、スペイン特許商標局は法律第 17/2001 号商標法第 82 条(3)に従い審査を行い、何らかの不備が認められたときは出願人に通知し、修正のため 10 日の期間を許すものとする。

(3) 出願を受領する所轄官庁がスペイン特許商標局である場合は、同局は法律第 17/2001 号商標法第 82 条(1)及び第 82 条(3)に規定の審査を行うことができる。また何らかの不備又は瑕疵が認められたときは、同局は出願人に単一の通知を発し、修正のため 10 日の期間を許すものとする。

第 41 条 国際登録の変更申請

(1) 変更(transformation)申請の受領時には、スペイン特許商標局は次の事項を審査するものとする。

(a) 関係国際登録がマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日の議定書第 6 条(4)の規定に従い取り消されているか否か

(b) 法律第 17/2001 号商標法第 83 条(2)に規定の書類が前記法律第 83 条(1)に規定の期間内に提出されているか否か

(c) 変更申請により請求された商品及びサービスがスペインに関し関係国際登録によりカバーされていたか否か

(2) 前記審査が前項に規定の要件の何れかの不遵守を明らかにした場合は、認められた瑕疵は 1 月の期間内に反論を提出するため申請人に報告されるものとする。申請人により提出の応答が前記要件の不遵守を釈明することができず、又は商品及びサービスの対応する限定若しくは補正をそれらが当該国際登録により実際にカバーされたものに合致するよう提出しないときは、スペイン特許商標局は、当該変更申請が取り下げられたとみなす。

(3) 審査の無事の完了時には、当該変更申請は国内商標出願として手続遂行されるものとする。ただし、当該変更が既にスペインにおいて保護付与済みの国際登録に係る場合は除くものとし、この場合は法律第 17/2001 号商標法第 83 条(3)が適用され、当該通知は申請よりも本規則第 23 条(3)に従う登録付与について公告されるものとする。

第 42 条 共同体商標の変更請求

(1) 共同体商標の変更(conversion)請求は、第 1 条に規定の登録請求様式により提出する必要があるが、請求人は、スペイン特許商標局による当該変更請求の受領から 2 月の期間内に、法律第 17/2001 号商標法第 86 条(2)に規定の書類を提出し、かつ、要件を充足しなければならない。

(2) 法律第 17/2001 号商標法第 86 条(3)に従い、スペイン特許商標局が当該変更請求について、共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)第 40/94 号第 108 条(2)に定められた原因の 1 の事由により、これを受領することができないとみなした場合は、同局は請

求人へ通知し、反論を提出のため 1 月の期間を許すものとする。共同体商標が商標法第 86 条(4)に従い付与に直接進行することができないとみなされる場合は、請求人は同一期間を許される。当該請求人の応答を受領後、スペイン特許商標局はその決定を発するものとする。

(3) 当該変更が既に登録済みの共同体商標に関係する場合は、法律第 17/2001 号商標法第 86 条(4)が適用され、当該通知は申請よりも本規則第 23 条(3)に従う登録付与について公告されるものとする。

第 VIII 部 手続に関する一般規定

第 I 章 出願又は登録についての変更及び誤記の訂正

第 43 条 商標出願又は登録についての変更

(1) 法律第 17/2001 号商標法第 23 条及び第 33 条に夫々従い、商標出願又は登録の変更請求は、次のものを含まなければならない。

(a) 商標の出願番号又は登録番号

(b) 第 1 条(1)(b)に従う出願人又は商標所有者の名称及び宛先

(c) 代表者が選任されている場合は、第 1 条(1)(f)に従い当該代表者の名称及び宛先

(d) 変更が出願に対するものである場合は、変更されるべき要素及び前記要素の変更版の表示

(e) 変更が登録に対するものである場合は、変更されるべき商標表示における当該所有者の名称又は宛先の要素及び当該要素の変更版の表示

(f) 当該変更が商標の表示に影響を及ぼす場合は、第 2 条に従い変更された商標の複製

(g) 利害関係人又はその代表者の署名

(h) 変更手数料の納付を証明する領収書

(2) 変更請求は、当該請求の提出時に商標の登録出願の手続遂行をする官庁に提出しなければならない。当該変更請求が既に登録済みの商標に関係する場合は、当該請求はスペイン特許商標局又は対応する自治州の所轄官庁に提出され、同所轄官庁はそれを法律第 17/2001 号商標法第 33 条(2)の規定に従い同局に送付するものとする。

(3) 法律第 17/2001 号商標法又は本規則に規定の商標出願又は登録を変更するための要件が充足されない場合は、出願人は認められた不備又は提起された異論について通知されるものとし、それらが 10 日の期間内に修正されないときは、当該変更請求は拒絶され、当該請求された変更が商標出願についてのものである場合は、手続遂行は進行するものとする。当該変更が登録済み商標に関係する場合は、請求人は拒絶を通知されるものとする。

(4) 変更請求を承認した自治州の所轄官庁は、決定を発してから 5 日以内に、スペイン特許商標局に変更された出願の詳細事項について通知しなければならない。同局は関係変更を登録簿に記入するものとする。

(5) 商標出願の変更が当該出願の公告後に標章の表示又は商品若しくはサービスの一覧に関係する場合は、当該請求に関する決定の通知の公告は当該標章の複製又は変更された商品若しくはサービスの一覧を含まなければならない。商標登録の変更の通知はまた法律第 17/2001 号商標法第 33 条(2)の規定に従い公告されるものとする。

第 44 条 誤記の訂正

(1) スペイン特許商標局又は対応する自治州の所轄官庁に提出された商標出願若しくは登録又はその他の書類に含まれた語法上若しくは複製上の過誤及び実質的な誤記については、利害関係人の請求によりこれを訂正することができる。ただし、訂正請求が識別のある標識、当該標識の説明、請求された構成要素、又は商品若しくはサービスの一覧に関係する場合は、当該訂正の内容は当該利害関係人が意図することができた筈の明白で唯一の内容でなければならず、かつ、当該訂正は当該標章の同一性又は保護の範囲の何れも実質的に変更しないも

のとする。請求された訂正が実際に過誤から生じたか否かに関し合理的な疑義が存在する場合は、スペイン特許商標局又は所轄官庁は追加の証拠を要求する権利を有するものとする。

(2) 決定、記録簿の記入、又は出願若しくは登録の公告がスペイン特許商標局の責任に帰する過誤を含む場合は、同局は当該過誤を職権又は利害関係人の請求の何れかにより訂正するものとする。利害関係人の請求によるときは、訂正請求は手数料の納付を必要としないものとする。

(3) 第 43 条に制定の規定は、それらの内容自体と矛盾しない限り又は本条に反さないすべての点において前各項により規制された訂正に適用されるものとする。

(4) 誤記の訂正請求は、当該誤記と請求された訂正が同一であることを条件として、同一人の名義による各種出願又は登録に関係することができる。その場合は、訂正すべき出願又は登録の番号を表示しなければならず、該当する手数料は関係各出願又は登録ごとに納付しなければならない。

第 45 条 利害関係人又はその代表者の名称又は宛先の変更

(1) 商標の所有者又は出願人の人的変更はなかったが名称又は宛先の変更があった場合は、前記変更は前記所有者又は出願人の請求により商標登録簿に記入されるものとする。

(2) 名称又は宛先の変更請求は、次のものを含まなければならない。

(a) 商標の出願番号又は登録番号

(b) 商標登録簿に記入された出願人又は商標所有者の名称及び宛先

(c) 代表者が選任されている場合は、第 1 条(1)(f)に従い当該代表者の名称及び宛先

(d) 行われた変更につき商標登録簿に記入されるべき出願人又は商標所有者の新たな名称又は宛先

(e) 利害関係人又はその代表者の署名

(f) 該当する場合は、法律第 17/2001 号商標法付録の手数料附則 2 の 2.2 に規定の該当する手数料の納付を証明する領収書

(3) 名称又は宛先の変更の記入の単一請求は、利害関係人の名義によるすべての登録又は出願をカバーすることができる。その場合は、すべての関係出願番号又は登録番号を列挙し、かつ、その夫々について該当する手数料を納付しなければならない。

(4) スペイン特許商標局が請求された名称又は宛先の変更の真実性に関し合理的な疑義を有する場合は、同局は前記変更の証拠の提出を出願人に要求することができる。

(5) 前各項はまた、代表者の名称又は宛先の変更にも適用されるものとする。

(6) 出願人又は商標所有者の宛先の変更には、手数料の納付を必要としないものとする。

(7) 第 43 条に制定の規定は、それらの内容自体と矛盾しない限り又は本条に反さないすべての点において前各項により規制された名称の変更及び宛先の変更にも適用されるものとする。

(8) 前各項に含まれた規定は、出願人の若しくは商標所有者の国籍の変更、又はその者がそれらの内容に応じて住居、本店若しくは施設を有する国の変更にも適用されるものとする。

第 II 章 出願の分割

第 46 条 商標出願又は登録の分割

(1) 出願人は、方式的瑕疵、実体的異論、又は異議による局の指令に応答するときに商標出

願を2以上の分割出願に分割することができる。出願人はまた、標章の拒絶に対する行政不服申立を提起するとき又は第31条(2)に従い一部譲渡の登録を請求するときも出願を分割することができる。分割請求については、当該請求の提出時に商標出願の手續遂行をしている官庁又は当該不服申立について決定する権限若しくは場合に応じて譲渡を記録するため出願を受領する権限を有する官庁にこれを提出しなければならない。

(2) 該当する分割出願において親出願から分離された商品及びサービスを記載して各分割出願について個別の請求書を提出しなければならない。第1条から第4条までに規定の表示、要件及び書類を含む該当する個別の登録出願は、分割の各請求書と共に提出しなければならない。前記個別の登録出願にはまた、それらは実際上の分割である旨を表示し、かつ、それらの出所である親出願の出願番号、出願日及び類も記載しなければならない。分割出願については、第4条に掲げた出願手数料の納付を証明する領収書を分割手数料の納付を証明する領収書により代替するものとする。

(3) 分割出願における商品及びサービスの一覧は、分割されようとする親出願を構成する全商品及びサービスを超過しないものとする。一般概念が親出願に使用されている場合は、分割出願は同一の一般概念を使用するものとする。ただし、この概念は各分割出願によりカバーされる商品又はサービスを更に狭義に指定する追加の語法により減縮することができ、分割出願間の重複は如何なる場合にも許されないものとする。

(4) 分割出願の受領時には、所轄官庁はそれが法律第17/2001号商標法第24条に適合するか否か、及びそれが前各項に規定の要件を充足する否かについて審査するものとする。瑕疵又は不備が認められる場合は、出願人は通知され、修正又は反論提出のため1月の期間を許されるものとする。当該瑕疵が修正されないときは、分割請求は取り下げられたとみなされ、原ファイルの手續遂行が継続されるものとする。登録又は審判請求手續は、法律第17/2001号商標法第26条(c)に従う分割手續中は停止されるものとする。

(5) 出願の分割が許された場合は、スペイン特許商標局又は所轄官庁は、提出された各分割出願についての新規ファイルを開き、かつ、各分割出願中に親出願のファイルの完全な写し及び前記原出願のファイル中に請求された全分割出願の写しを挿入するものとする。自治州の所轄官庁は、当該親出願及び局の指令により影響を受けなかった分割出願についてのファイルをスペイン特許商標局に直ちに送付しなければならない。また局の指令により影響を受けた分割出願の手續遂行を継続しなければならない。スペイン特許商標局は各分割出願に新規番号を割り振り、かつ、登録簿に關係記入を行うものとする。自治州の所轄官庁は分割出願の当該新規番号を通知されるものとする。

(6) 出願人により親出願に関して行われたすべての請求、申請又は陳述は、有効とし、かつ、分割出願を拘束するものとする。

(7) 前各項はまた、該当する場合は、商標登録の分割にも適用されるものとする。第31条の規定を除き、商標登録の分割は、標章の付与に対する審判請求手續においてのみ請求することができる。この場合は、分割請求は提起された審判請求に対する応答の提出以前にスペイン特許商標局に提出しなければならない。

第 III 章 権利の回復

第 47 条 権利の回復申請

(1) 権利の回復申請は不遵守の原因除去から 2 月の期間内に提出しなければならない。当該申請については、スペイン特許商標局又は権利喪失に至った期間を逸した場合は自治州の所轄官庁に対して、これを行わなければならない。

(2) 回復申請は、次のものを含まなければならない。

(a) 回復対象の商標の申請人又は所有者の名称及び宛先

(b) 該当する場合は、代表者の名称及び宛先

(c) 遵守されなかった期間又は手続

(d) 該当する場合は、当該権利の喪失についての決定及び日付、並びにその公告又は通知についての決定及び日付

(e) 不遵守の原因が存在しなくなった日付

(f) 不遵守の原因、当該申請を裏付する釈明、証拠及び反論

(g) 利害関係人又はその代表者の署名

(h) 権利回復手数料の納付を証明する領収書

(3) 手続において以前に行われなかった行為若しくは請求、提出、又は書類作成であって、不遵守の後に権利喪失の原因となったものは、権利の回復申請と共に、完備しなければならない。

第 48 条 出願の審査及び決定の発出

(1) 所轄官庁は権利の回復申請が前条及び法律第 17/2001 号商標法第 25 条(2)に規定の要件を充足するか否か、及び行われなかった行為及び手続のすべての方式要件が権利の回復申請の提出時に適法に完全充足していたか否かについて審査するものとする。

(2) 何らかの不備又は瑕疵が権利の回復申請又は行われなかった手続の充足の何れかに関して提出された書類に認められた場合は、申請人は通知され、修正のため 10 日の期間を許されるものとする。認められた不備又は瑕疵がその期間内に修正されなかったときは、当該権利の回復申請は取り下げられたとみなされる。

(3) 提出された書類に不備若しくは瑕疵が一切認められなかった場合、又は何らかの不備若しくは瑕疵が修正された場合は、所轄官庁は法律第 17/2001 号商標法第 25 条(1)、25 条(5)、及び 25 条(7)に従い、次の事項を審査するものとする。

(a) 当該事案の事情にあつて十分な注意を払った証拠が提出されているか否か

(b) 不遵守の期間が回復にとり受け入れ易いか否か

(c) 請求された回復の障害になる第三者の権利が存在しないか否か

(4) 前項に規定の審査の完了時に、所轄官庁は権利の回復を承認又は拒絶する決定を発するものとする。ただし、前項(c)に規定の障害が発生した場合は、決定前に所轄官庁は申請人及び推定される障害の標識の所有者に通知し、反論を提出すべき 1 月の期間を許すものとする。次いで所轄官庁はこれらの反論に照らして決定をしなければならない。法律第 17/2001 号商標法第 25 条(6)及び 25 条(7)の規定を援用する資格を有する第三者は、当該申請人の権利を回復する決定に対し審判請求することができる。

(5) スペイン特許商標局は、当該決定の通知を工業所有権公報により公告するものとする。

(6) 権利の回復申請に関して決定する所轄官庁が自治州の官庁である場合は、当該官庁は当該申請の提出及び発せられた最終決定について、スペイン特許商標局に通知しなければならない。

第 IV 章 通知及び通信

第 49 条 スペイン特許商標局からの通知及び通信

(1) スペイン特許商標局により行われるべき通知及び通信については、書類原本、その署名入り若しくは捺印付きの写し、又は当該印影の印刷版を示すコンピュータ印刷出力の配達又は送達により、これを行うものとする。

(2) 法律第 17/2001 号商標法第 29 条に規定の通知方法に加え、通知については、スペイン特許商標局の構内で名宛人に手交によりこれを行うことができ、当該名宛人は当該通知の受領を確認しなければならない。

(3) 通知がスペイン特許商標局における利害関係人の私書箱に書類の寄託により行われる場合は、寄託の日付を通知される書類及びファイルに保管される写しに記載するものとする。

(4) ファックス又は他の技術的若しくは電子的通信手段により実施される通知は、(1)に規定の書類の原本又は写しの送信により行われるものとする。法律第 17/2001 号商標法第 8 追加規定に従い、スペイン特許商標局局長は、一般行政府による電子的、コンピュータ的及び IT 的技術の使用を規制する 1996 年 2 月 16 日勅令第 263/1996 号に規定の安全、標準化及び保存の枠内で当該送信の仕様を制定するものとする。IT により行われた通知は、法律第 30/1992 号公共行政及び共通行政手続法制に関する法律第 59 条(3)に従い配達されたとみなされる。

(5) スペイン特許商標局により発せられる通信であって単なる情報的性質のものについては、通常郵便、電子メール、又は同局にとり利用可能なその他の技術的手段により、これを実施することができる。

第 50 条 利害関係人からの通信

(1) 商標登録の出願及び法律第 17/2001 号商標法又は本規則に規定の何らか他の申請、並びに利害関係人によりスペイン特許商標局又は自治州の所轄官庁に宛てた他のすべての通信については、当該書類の署名入り原本を前記局、所轄官庁又は 1992 年 11 月 26 日法律第 30/1992 号公共行政及び共通行政手続法制に関する法律第 38 条(4)に規定の場所において提出することにより、これを実施しなければならない。

(2) その旨規定の場合は、前記申請及び通信についてはまた、書類を磁氣的若しくは電子的媒体により提出することにより又はファックス若しくは他の電子的手法による送信により、これを実施することもできる。スペイン特許商標局局長は、使用すべき設備若しくは素材、通信の技術的詳細、並びに第 49 条(4)に掲げた安全、標準化及び保存の枠内で送信者を特定する方法など、提出又は送信のこれらの手段の条件、要件及び特徴を決定するものとする。IT の手段により送信された出願を受信するための IT 登録簿は、上記法律第 30/1992 号第 38 条(9)に規定の通り、設置しなければならない。

第 51 条 標準様式

(1) 本規則に規定の標準様式に加え、スペイン特許商標局は利害関係人による他の申請及び

通信を行うための他の様式も制定することができる。すべての様式は、スペイン特許商標局総局長(Director General)の決定により、認可されなければならない。

(2) スペイン特許商標局に対する手続の当事者は、前記標準様式、それらの様式の写し、又は電子的データ処理により発生した様式など、同一の内容及び体裁を有する印刷出力を使用しなければならない。

(3) 様式については、文字認識又は光学式走査など、その内容のコンピュータへの自動入力ができる方法により、これを完成しなければならない。

(4) スペイン特許商標局は、コンピュータ通信ネットワークにより公衆に利用可能な(1)に掲げた標準様式を制定するものとする。

第 V 章 商標登録簿及び公開情報

第 52 条 商標登録簿の様式及び内容

(1) 法律第 17/2001 号商標法第 1 条に掲げた商標登録簿は、電子的データベースの方式で保持することができる。

(2) 商標登録簿は、国内商標、国際商標及び商号について、次の記入事項を含まなければならない。

(a) 登録のファイル番号

(b) 出願の出願日

(c) 出願人又は登録者の名称、宛先及び国籍、並びにその者が住居、本店、又は施設を有する国名

(d) 代表者が第 56 条(3)に該当しない限り、当該代表者の名称及び事業用宛先

(e) その内容に関する表示を付した、標章又は商号の複製。ただし、第 2 条(1)に該当する標章又は商号の場合は、この限りでない。登録が色彩付きの場合は、「色彩付き」の表示及び標識を構成する色彩の記載。該当する場合は、標識の説明

(f) ニース分類に応じて分類された商品及びサービスの一覧。各分類については、その前にそれが属する類番号を付し、その後前記ニース分類の順に列挙するものとする。

(g) パリ条約優先権の主張に関する表示

(h) 博覧会優先権の主張に関する表示

(i) 先行順位の主張に関する表示

(j) 出願人による商標又は商号の何らかの要素における排他権を部分的に放棄する宣言

(k) それが団体標章、証明標章又は国際標章である旨の表示

(l) それが国際標章の変更(transformation)又は共同体商標の変更(conversion)から生じた国内商標である旨の表示、及び出願又は登録に関する詳細事項(出願日及び出願番号又は登録番号)

(m) それが分割出願である旨の表示及び親出願又は登録の出願日及び番号

(n) それが統合登録である旨の表示並びに各親登録の出願日及び番号

(o) 出願を取り下げたとみなした決定の日付及び該当する場合は当該決定の通知の公告日

(p) 出願の公告日

(q) ファイル番号により特定され、その所有者が第 15 条(2)に従い当該出願の公告について通知を受けた先の標識

- (r) 局の指令の日付及び当該局の指令の通知の公告日
- (s) 登録を拒絶又は付与する決定の日付及び当該決定の通知の公告日
- (t) 行政不服申立又は対裁判所上訴の提起及びそれにおける決定に関する詳細事項
- (u) 仲裁契約，仲裁決定，並びに該当する場合は，前記決定に対して提起の上訴及びそれを扱う決定に関する詳細事項
- (3) 商標登録簿はまた，次の記入事項も含まなければならない。
 - (a) 出願人又は登録者の名称，宛先又は国籍，及びその者が住居，本店又は施設を有する国名に対する変更
 - (b) 代表者が第 56 条(3)に該当しない限り，当該代表者の名称及び事業用宛先の変更
 - (c) 新代表者が選任されたときは，その代表者の名称及び事業用宛先
 - (d) 法律第 17/2001 号商標法第 33 条に従う商標又は商号の変更
 - (e) 法律第 17/2001 号商標法第 65 条及び第 71 条に夫々従い団体標章又は証明標章の使用規約に対する改訂の記載
 - (f) 出願又は登録の全部若しくは一部譲渡についての記入の請求，及びその登録の拒絶若しくは受理の日付
 - (g) 物上権の設定，改訂又は譲渡，及びその登録の拒絶又は受理の日付。抵当権については，動産登録庁への登録日を記入しなければならない。
 - (h) 担保権及び破産，又は同様の手続
 - (i) ライセンスの登録，変更，又は譲渡の申請，及びその登録の拒絶又は受理の日付
 - (j) (g)，(h)及び(i)に掲げた記入事項の取消請求，並びに取消記入の日付
 - (k) 登録の更新申請，並びに更新の承認又は拒絶の日付及びその通知の公告日
 - (l) 登録の放棄及び登録の取消
 - (m) 不更新による消滅を宣言する決定の日付及びその通知の公告日
 - (n) 法律第 17/2001 号商標法第 2 条及び第 61 条に従い所有権，無効又は取消を請求する訴訟，並びに判決及び他の裁判所判決
- (4) スペイン特許商標局は，商標登録簿に前各項に規定のもの以外の記入をすることができる。

第 53 条 公衆の利用可能性

- (1) 商標登録簿は公開の登録簿とする。公衆の利用はデータベース検索要求，コンピューター一覧の注文又は担当官により交付の証明書により行われるものとする。
- (2) スペイン特許商標局は，無償でコンピュータ通信ネットワークによりデータベースを公衆に利用可能とすることができる。
- (3) 証明書は登録簿の記入の内容を確実に証明する唯一の手段とする。
- (4) 利害関係人は，証明されるべき詳細事項を書き入れた該当する標準様式をスペイン特許商標局に提出することにより，証明を請求しなければならない。当該請求が商標又は商号についての登録簿の記入事項についての一般的証明のためである場合は，当該証明は担当官により証明されたデータベースからの対応するコンピューター一覧の様式をとるものとする。証明請求は，該当する手数料の納付を証明する領収書と共に，提出しなければならない。

第 54 条 ファイルの公衆による閲覧

(1) ファイルの公衆による閲覧は、書類原本又はその写しの閲覧とする。当該ファイルが保管の技術的手段により保管されている場合は、閲覧は前記技術的手段によるものとする。スペイン特許商標局は閲覧の方法及び手段を決定するものとする。ファイルの閲覧請求は、該当する手数料が納付されるまで、行われたとはみなされない。

(2) 関係当事者が当該ファイルの閲覧申請が行われる前に秘密に保管するよう依頼したファイルの部分は、閲覧対象から除外されるものとする。ただし、そのファイルの当該部分の閲覧について、閲覧請求人の正当な権益を無視して理由付けされている場合は、この限りでない。

(3) ファイルの閲覧が未公告出願について請求された場合は、当該ファイルについて出願人が次の通りにした旨を請求当事者が表示し、かつ、立証しなければならない。

(a) その同意を与えたこと、又は

(b) 当該出願から生じる権利を前記当事者に対して執行しようとしていたこと

(4) ファイルの閲覧は、同局構内で行われるものとする。

(5) 請求により、ファイルの閲覧は、ファイル書類の写しを交付することにより、行われるものとする。手数料は当該写しに対して納付を要する。

第 55 条 ファイルの保管

(1) スペイン特許商標局は、出願に関するファイル並びに登録済み商標及び商号に関するファイルを次に掲げる年の末日から少なくとも 5 年間保管するものとする。

(a) 当該出願が拒絶され又は取り下げられ若しくは取り下げられたとみなされた年

(b) 当該商標又は商号の登録について、法律第 17/2001 号商標法第 55 条(1)(a)に従いその全体が満了した年

(c) 当該商標又は商号について、その全体の放棄が法律第 17/2001 号商標法第 55 条(1)(b)に従い登録簿に記入された年

(d) 当該商標又は商号について、その全体が法律第 17/2001 号商標法第 61 条(3)に従い登録簿から抹消された年

(2) スペイン特許商標局局長は、ファイルの保管方法を決定しなければならない。

(3) スペイン特許商標局は、共同体商標の先行順位が主張された基礎であるそれらすべての登録のファイルについては、前記登録が当該共同体商標の登録後に当該所有者により放棄され又は消滅にまかせた場合であっても、当該共同体商標が有効に存続する限り、これらファイルを保管するものとする。

第 VI 章 代表

第 56 条 代表

(1) 次項の規定を除き、何人もスペイン特許商標局又は自治州の所轄官庁に対する代表者を選任する必要はないものとする。ただし、関係当事者の宛先がスペイン領域外に所在する場合は、スペイン内の宛先を通知の目的で表示しなければならない。

(2) 次項の最終文を害することなく、1986 年 3 月 20 日法律第 11/1986 号特許法第 155 条(2)に従い、欧州共同体において住居又は実効的な工業上若しくは商業上の施設を有していない

自然人又は法人は、法律第 17/2001 号商標法又は本規則により定められたすべての手続において、工業所有権弁護士により代表されるものとする。

(3) 欧州共同体において住居又は実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する自然人又は法人については、従業者がこれを代表することができる。ただし、代表者として行為する前記従業者の権限が適法にスペイン特許商標局又は対応する自治州の所轄官庁により認証されていること及びスペインにおける宛先が通知送達のため提供されることを条件とする。本項が適用される法人の従業者はまた、最初に記載の法人と経済的連携を有する他の法人について、それら他の法人が欧州共同体内にそれらの住居又は実効的な工業上若しくは商業上の施設の何れも有していない場合であっても、それら他の法人を代表することができる。

(4) 第 1 条(1)(f)の適用上、代表者が他の代表者と協力契約を締結しているとき又は前記自治州の領域内に住居を有する従業者、補佐人若しくは代理人を通じて手続遂行するときは、出願した自治州の領域内に実効的支店を有するとみなされる。

第 57 条 代表の認証

(1) 代表者はファイルに挿入するため利害関係人の署名入りの対応する委任状をスペイン特許商標局又は自治州の所轄官庁に提出しなければならない。委任状は、1 若しくは 2 以上の出願について又はそれに基づいて特定された 1 若しくは 2 以上の登録について、発行することができる。

(2) 作成人の商標又は商号の取引のすべてについて行為することを委任する包括委任状を提出することができる。スペイン特許商標局は、この目的での包括委任状登録簿を保管するものとする。

(3) 代表者の選任がスペイン特許商標局又は自治州の所轄官庁に通知される場合は、対応する委任状は、前記通知の受領からその作成人の宛先がスペインの領域内に所在するときは 1 月の期間内、又はその作成人の宛先がスペインの領域外に所在するときは 2 月の期間内に、提出しなければならない。当該委任状が前記期間内に提出されないときは、手続は被代表者本人と継続されるものとする。登録出願以外で非認証代表者によりとられた手続措置は、前記期間内に被代表者本人により確認されない限り、行われたとはみなされない。前記すべては、第 56 条(1)の最終文及び第 56 条(2)を害さないものとする。

(4) 委任を停止された代表者は、その者の委任終了がスペイン特許商標局又は所轄官庁に通知されるまで、なお引き続き代表者とみなされる。

(5) 委任状自体が別段の規定をしていない限り、作成人の死亡による委任終了は、当該作成人の相続人による新委任代表者の選任又は当該相続人自身の出頭までの間に、当該作成人の出願及び登録の保持、弁護及び維持のため必要な措置を委任状の名義人がスペイン特許商標局又は自治州の所轄官庁に対して講じることを妨げないものとする。

第 1 追加規定 手続の実施

法律第 17/2001 号商標法第 4 追加規定の適用上，工業所有権手続における手続とは，何らかのかつすべての種類の工業所有権についての出願，手続遂行，異議，更新，優先権主張，手数料納付，又は審判請求にすら関する行為を意味する。従って，土曜日に満了する期間を有する何らかの当該行為又は手続については，その土曜日後の翌就業日にこれを適法に行うことができる。

第 2 追加規定 他のすべての方式の工業所有権についての権利の回復

第 47 条及び第 48 条は，特許，実用新案，半導体回路配置，並びに工業的及び芸術的図案に対して，それらの内容自体又は法律第 17/2001 号商標法第 7 追加規定と矛盾しないすべての点において，適用されるものとする。

第 3 追加規定 期間の計算

第 1 追加規定に定めた規定を害することなく，本規則に規定の期間は，1992 年 11 月 26 日法律第 30/1992 号公共行政及び共通行政手続法制に関する法律第 48 条に従い計算するものとする。

第1 経過規定 企業体の名称に対する経過規則

(1) それらの存続期間が続く間、企業体の名称は、それらの内容自体と矛盾せず又は法律第17/2001号商標法により設定されたシステムに反さないすべての点において、本規則に準拠するものとする。特に、本規則第15条(2)、第II部第IV章、及び第IV部は、企業体の名称に適用されるものとする。

(2) 法律第17/2001号商標法第3経過規定(2)(a)に従い、企業体の名称の更新が単一自治州に所在する自治体のみ及び場合は、更新申請は当該自治州の所轄官庁に提出しなければならない。当該更新がセウタ又はメリリャの諸市に及び場合は、又はその他の自治体について関係自治州の所轄官庁が未だそれらの登録機能を開始していない場合は、更新申請については、商標法第5経過規定に定める通り、これをスペイン特許商標局に提出しなければならない。

(3) 更新申請及び手続は、それらの内容自体と矛盾せず又は法律第17/2001号商標法若しくは本規則に定めた規定に反さないすべての点において、本規則第26条、第27条及び第28条に規定の通りとする。特に、商標法第32条(3)に定められた猶予期間又は本規則第26条(2)(g)に規定の商品若しくはサービスの表示は、何れも企業体の名称の更新には適用されず、後者は更新請求に係る自治体、支所又は特定活動の表示により代替するものとする。

(4) 更新申請に関して決定する権限が自治州の所轄官庁に付与されている場合は、該当する手数料の納付を証明する領収書は、当該所轄官庁により規定の要件を充足しなければならない。所轄官庁は、当該申請の受領から5日以内に第5条(7)に規定の方法により更新申請の詳細事項をスペイン特許商標局に送付しなければならない。更新申請に関する決定が発せられたときは、行われた決定、並びに該当する場合はそれに対し提起された行政不服申立及び対裁判所上訴及びそれにおいて発せられた判決は、同一方法により、かつ、同一期間内に、前記局に報告されるものとする。所轄官庁の請求により、スペイン特許商標局は当該ファイルの写し又は当該ファイルから請求に応じて何れの詳細事項も提供しなければならない。

第2 経過規定 商号更新に対するニース分類の適用

(1) 法律第17/2001号商標法第6経過規定に従い、前記法律の施行後提出された初回更新時には、以前有効であった法令に基づいて登録を付与された商号については、商品及びサービスの国際分類に従いこれを分類するものとする。

(2) 前記更新申請は第26条に規定の通りとする。ただし、更新にはニース分類に従い分類を要する最初の更新である旨を明記しなければならない。かつ、請求される更新に係る商品又はサービスについて国際分類により分類し、各分類の前に類番号を付して表示しなければならない。提出される一覧は、登録される商号に係る活動の一覧により包含されたものと異なる商品又はサービスを含まないものとする。活動の一覧があまりに一般的又は不明確な項目を含む場合は、これらの項目はニース分類に対する適合から削除されるものとする。

(3) 更新手続は第28条に規定の通りとする。前記条(1)に従い、申請人はその者が提出した分類提案において認められた瑕疵又は当該提案に対する異論について通知されるものとする。請求された更新の承認を妨げる他の未修正不備が存在しない場合は、スペイン特許商標局は申請人の応答後にそれが正当に分類されたとみなす商品又はサービスについて更新を承認する決定を発するものとする。

第3 経過規定 登録の統合

(1) 付与済みの商標の単一登録への統合が法律第 17/2001 号商標法の施行後の初回更新の申請時に請求される場合は、前記法律第 7 経過規定に従い申請人は、本規則第 26 条に定めた規定に従い更新申請を提出しなければならない。当該更新申請はまた次の事項を含まなければならない。

(a) 各種商標の単一登録への統合についての請求

(b) 請求される統合に係る商標登録の登録番号

(c) 請求される更新に係る統合登録の商品及びサービスについて、ニース分類の類により分類され、各分類の前に類番号を付し当該分類における類番号の順に従い連続的に配列したものの表示。当該商品及びサービスは、統合されるべき各種登録によりカバーされたすべての商品及びサービスについて更新が請求される場合であっても、この方法により列挙しなければならない。

(2) 更新手続は第 28 条に規定の通りとする。ただし、更に、スペイン特許商標局はまた、請求された統合が商標法第 7 経過規定及び本規定に定める要件を充足するか否かについても審査するものとする。申請人は第 28 条(1)に従い認められた瑕疵又は提起された異論について通知されるものとする。

(3) 統合請求についての瑕疵又は異論が規定の期間内に修正されないときは、統合は拒絶されるものとする。ただし、更新については、請求された統合に係る登録について法的要件が充足される場合は、これを拒絶しないものとする。この場合は、スペイン特許商標局は当該統合の拒絶について、正当に更新されたそれら登録についての更新承認と共に、申請人に通知するものとする。提出された更新申請書の写し及び発せられた決定書の写しは、それら登録のファイルに挿入されるものとする。

(4) 更新及び請求された統合が共に承認された場合は、新ファイルが開設され、このファイルは当該統合された登録のファイルを含むものとし、その結果の統合された登録には新番号が割り振られるものとする。スペイン特許商標局はまた、当該統合された登録の各々を取り消し、かつ、取消理由及びそれらが挿入されたファイルの番号を表示して、関係する記入を登録簿に行うものとする。